

審査の結果の要旨

氏名 吉田昌弘

「教育」概念がそれ自体歴史的な構築物だとする見方は社会史研究・思想史研究において打ち出されてきた。本論文は、同様の方法論的意識をもって制度史研究に取り組み、「教育」を対象とする制度としての「教育制度」の成立を行政実務の過程にまで遡って解明した研究である。

本論文は序章と終章、および本論 5 章から成る。序章では、「教育」および「教育制度」の通時代的存立を方法論的前提としがちな制度史研究の一般的状況を確認した上で、「教育制度」概念の歴史的成立を研究対象とすることの必要性和、そのために文部省の管轄に関する制度への着目が重要となる所以が示される。第 1 章では、文部省の設立前後から教育令に至る時期が概観され、管轄の論理が「学校」から「教育」へと変遷した経緯が明らかにされる。文部省は設立当初、前身たる「大学」から引き継いだ学校の一元的管轄の論理を主張しており学制はこの論理を制度化したものと解釈できる。「教育」の文言は文部卿職掌規定などに散見されるものの、管轄の根拠とはなっていなかった。ようやく教育令において、文部卿が教育事務を統括するがゆえに学校もまた文部卿の管轄下に入る、という論理が明文化され、「教育制度」が成立するに至る。続いて第 2 章、第 3 章では、それぞれ学制期と教育令期を対象として、管轄の論理が変化したことの含意が、近世から続く私塾系諸学校の処遇に即して分析される。学制の下では、小学・中学・専門学校は教授内容の程度に応じて生徒の等級を区別する概念であったため、私塾もその教授内容に応じて学校体系に包摂された(第 2 章)。ところが教育令の下では、諸学校が各々の教育目的に即して規定され、私塾はそうした制度規定に適合しないものとして「各種学校」へと括り出されることになる(第 3 章)。第 4 章では、学制期から教育令期にかけての「専門学校」の意味の錯綜と変遷が追跡される。普通教育に対する専門教育という教育の論理が、職業教育系諸学校への管轄権の主張と絡めて打ち出されていく過程をそこに読み取ることができる。第 5 章は教育令を廃して諸学校令を制定した森文政期を対象とする。文相時代の森は、文部省の既存の管轄範囲全体に関わる政務を「学政」と概括した上で、その対象を学問と教育に分けて捉えた。森の学問・教育分離論は、「教育」によって管轄範囲を統合する従来の文部省の論理を崩す可能性を含むものであった。しかし森のこうした「学政」観は、森が主導した諸学校令がその後の教育制度の基盤を築いたのとは裏腹に、管轄制度上に定着することはなかった。最後に終章で本論文において提示された観点の妥当性と意義を検討して本論文は閉じられる。

以上のように、本論文は、文部省の管轄に関する制度の成立・展開過程を緻密に再構成することを通して、方法論的な問題提起を含む新たな視点を近代日本教育史の研究に提示しており、今後の教育学研究に重要な寄与をなすことが期待できる。以上により、本論文は博士(教育学)の学位論文としての水準を満たしているものと評価された。